

■公的年金等を受給されている人へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、給与所得など公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税等の確定申告をする必要はありませんが、所得税等の還付を受けるための申告をすることはできません。

また、所得税等の確定申告が必要ない場合であっても、住民税（個人の町・道民税）の計算において、医療費控除、社会保険料控除、寄附金控除、ひとり親控除、寡婦控除、障害者控除、扶養控除等の各種控除などを受けようとする人は、住民税の申告が必要です。申告がない場合、控除の適用を正しく受けることができませんので、必ず忘れずに申告ください。

【令和4年度分住民税の申告について】

確定申告の受け付けと併

せて同会場にて、住民税の申告の受け付けを実施します。

1月1日現在、下川町に住所のある人は、確定申告受付期間内に令和3年中の所得や各種控除などの住民税の申告をしてください。ただし、確定申告をされた人などは、住民税の申告は不要です。

なお、住民税の申告書は、住民税の課税資料となるほか、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料（第1号被保険者）の申告資料にもなることから、各制度において申告の対象となる人は、必ず申告をしてください。そのほか、保育料、高額療養費の自己負担限度額、各種医療費助成制度の区分判定などに所得額などの提示が必要な人や、所得の証明が必要な人なども申告が必要です。

また、提出される申告書にはマイナンバーの記載が必要です。※期間内に来場できない人や、納税者ご自身で住

民税の申告書を作成し郵送による提出を希望する人は、税務住民課税務・収納グループへお電話いただけますと、事前に申告用紙等の送付が受けられます。

【法人番号の活用について】 活用方法のご紹介

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号（マイナンバー）制度が導入されました。個人番号（マイナンバー）や法人番号は、平成28年1月から順次利用が開始されています。

法人番号は、マイナンバーとは異なり、利用範囲の制約がなく、「国税庁法人番号公表サイト」(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>)において公表するものであり、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

国税庁法人番号公表サイトでは、「法人番号」「商号又は名称」「所在地」などから、法人等の基本3情報（商号又は名称・所在地・法人番号）を調べることができ

ます。法人番号の最新情報など、詳しくは、国税庁ホームページの特設サイトをご確認ください。

■お問い合わせ

税務住民課
税務・収納グループ
☎ 4-2511
内線114
☆ 4-251103
名寄税務署
☎ 01654-2-2157

お知らせ

特別支援教育「子育て講演会」を開催します

困難を抱える子どもたちの行動や心の問題についてみなさまの理解を深めることを目的に子育て講演会を開催します。

■演題
「学習や友達づくりでつまずく子どもの心とその支え方」木を見て森も見る子育てとは」

■講師

名寄市立大学
保健福祉学部・社会保育学科
教授・学科長 安永啓司氏

■日時

2月8日（火）
午後6時30分～午後8時頃

■場所

公民館大ホール
※感染症対策の観点から、開催方法を変更する場合がございます。

■参加料

無料

■定員

50名 ※託児あり（教育委員会までご連絡ください）

■お申し込みについて

教育委員会までご連絡ください。

■お問い合わせ

教育委員会
総務グループ
☎ 4-2511 内線513